

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和元年7月23日

用途等の変更をする使用過程車等の 事前書面審査が始まります

令和元年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別を変更※2することにより適用される基準が変わるものについては、当該基準への適合性審査を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車は対象外)

- ① 使用の過程にある自動車（登録抹消中の自動車を含む）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容(乗用自動車・貨物自動車には、派生した特種自動車を含む)

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの
 - ア 乗車定員9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12.0トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12.0トンを超える貨物自動車
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの
 - ア 11人以上の自動車
 - イ 10人の自動車
- ③ 自動車の種別について、次の区分を移行するもの（普通乗用から小型乗用に変更するもの、小型乗用から普通乗用に変更するもの、小型貨物から普通貨物に変更するものは対象外）
 - ア 普通自動車
 - イ 小型自動車
 - ウ 軽自動車

※ 改造自動車の事前書面審査の届出とは別のものですのでご注意ください。

※ 裏面もご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

■新規検査等届出書とは

新規検査等届出書は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条、第37条の2、第37条の2の2、第38条及び第42条に基づく書面になります。

提出書面に虚偽があった場合には、同施行規則同条の違反となり道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第110条に基づき罰則を課すことになります。

■新規検査等届出書の内容

当該自動車の構造・装置の変更内容に関する書面及び保安基準の適合性に関する書面などが必要です。

- 新規検査等届出書（第1号様式）
- 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写し
- 諸元表又は車両諸元要目表
- 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真
- 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面
- 騒音規制の適合性に関する書面
- 排出ガス規制の適合性に関する書面
- 保安基準各条項の技術的要件の適合性に関する書面
- その他必要な書面



記載方法等の詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則3をご参照ください。

なお、必要な書面のうち様式が定められているものについてはWord形式のデータを当機構のホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



自動車機構ホームページの
トップページを下方にスクロール



左から2番目のアイコンを
クリック



新規検査等の申請を行う
自動車関係からダウンロード

■新規検査等届出書の提出先

新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある自動車機構事務所に提出ください。なお、郵送等による方法も可能です。

■事前書面審査の審査所要日数

受理した届出書の審査所要日数は、届出書の受理日から最大15日となりますので、日数に余裕をもってご提出ください。

なお、届出書の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除きます。

二輪自動車等の前照灯審査について、 すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあつては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であつて、
UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの

② 平成32年7月1日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

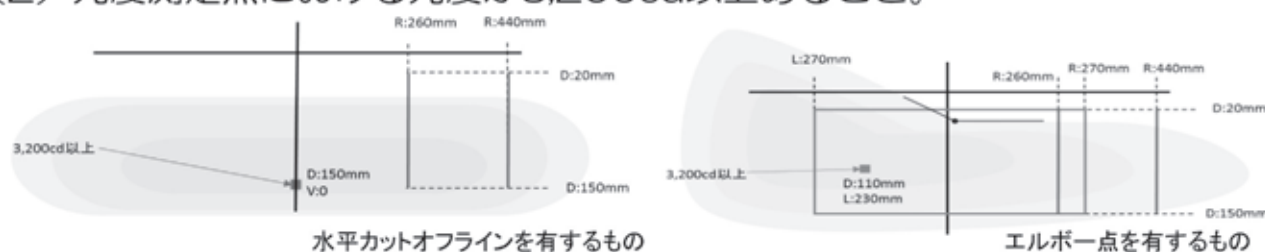
本改正の適用日：平成31年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

◆すれ違い用前照灯の審査基準

【概要】

- (1) 次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボー点があること。
- (2) 光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

- (1) 現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。
- (2) 現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

① すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。

② すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

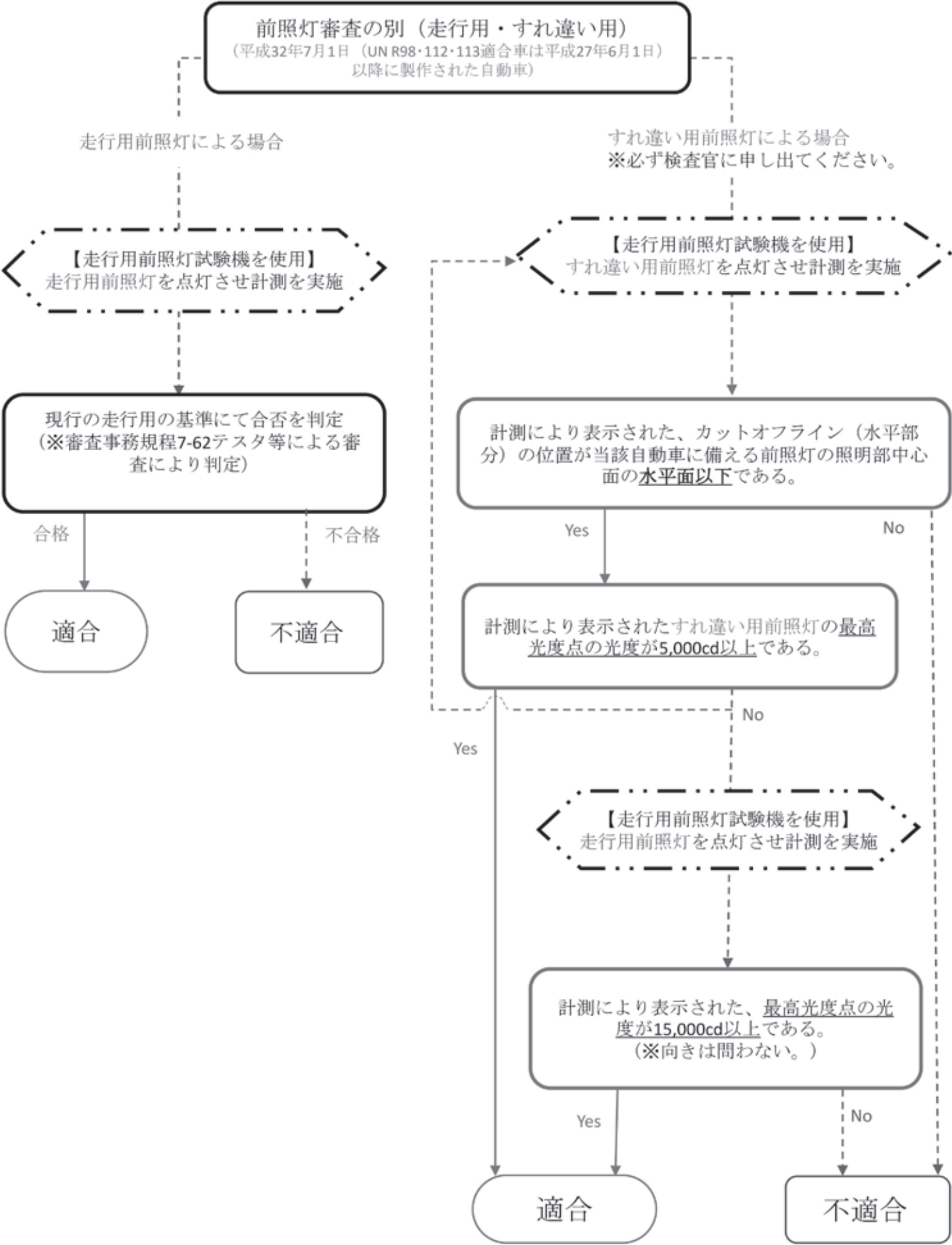


独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 年 月 日

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の 設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー



検査場内においてテスト可動部に 足が巻き込まれる事故が発生しました。

◆事故概要

スピードメータ検査をしようとした運転手に、申告スイッチを渡そうとした随行者の足が作動中のテスト可動部に挟まれた。



足元注意

テスト可動部には足を乗せないでください

受検者の皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いします。



(独)自動車技術総合機構

検査場内における受検者の運転操作ミス による事故が多発しています。

◆運転操作ミスによる事故の例(令和元年5月)

駐車ブレーキ検査を実施した際に使用した輪留めをはずそうと受検者が降車したところ、ギヤ(AT車)がドライブに入っていたことから車両が前進し始めてしまい、慌ててブレーキを掛けようとした受検者が誤ってアクセルを踏んでしまい、ヘッドライトテストに衝突した後、ピットブリッジに衝突し停車した。

✓事故によるライトテストの修理費 : 1,800万円(機器メーカー見積り)

✓ライトテストの修理期間 : 約5ヶ月間(現在修理中)



【ヘッドライトテスト】

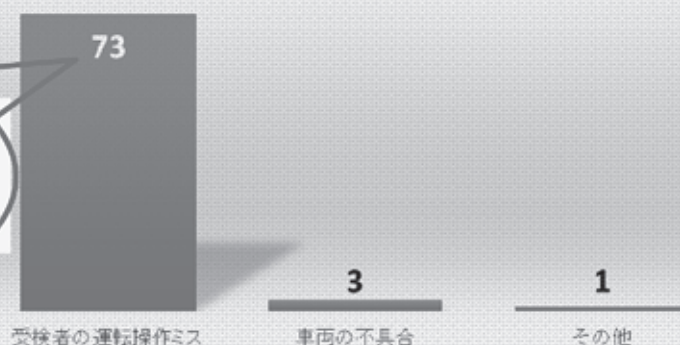
ブレーキとアクセルの踏み間違えによる車両暴走事故が多発しております。

検査コース内での運転操作は、
落ち着いて確実に行ってください。

＜参考＞平成30年度事故件数 (受検者起因)

平成30年度 事故件数

受検者の運転操作ミスの内訳は、「ギヤ位置不適」「進入ミス」「周囲確認不足」で約8割となっています。ちなみに、年齢の判明した方の平均年齢は52歳です。



受検者の皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いします。



(独)自動車技術総合機構

四国運輸局鉄道部からのお知らせ

広報原稿

踏切事故防止キャンペーンについて

踏切事故防止推進協議会

踏切事故防止につきましては、従来から各種交通安全運動等の機会あるごとに注意を喚起しているところですが、平成30年度も踏切事故が16件（平成29年度は14件）発生し、鉄道・軌道運転事故の約6割を占め、これにより5名が死亡しています。

踏切事故は、一旦発生すると重大な事故につながるおそれが高く、その原因のほとんどが直前横断（遮断機くぐり、突破、警報無視、一時停止確認の不履行）と停滞（退出不能）・落輪であることから、踏切通行者のマナー向上が望まれるところです。

このため、こうした事故を未然に防ぐためには、踏切事故防止に係る広報活動を積極的に展開する必要があります。

踏切事故防止推進協議会では、踏切事故防止に関する広報活動の一環として、以下のとおり「踏切事故防止キャンペーン」を展開し、自動車ドライバー等に対し踏切事故防止に対する意識の高揚を図ることとしましたので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 実施期間 令和元年11月1日（金）から11月10日（日）までの10日間
2. 実施機関 踏切事故防止推進協議会
四国運輸局が実施主体となって、行政機関、鉄道・軌道事業者、自動車関係団体等の協力を得て、「踏切事故防止キャンペーン」を推進する。
3. スローガン “きけんです むりなおうだん いのちとり”
4. 主張する事柄 次ページ（パンフレット及びポスター）のとおり

ルールを守って、安全運転



踏切で警報機が



鳴っているのに、無理やり



進入すると重大な事故の



原因となり



死傷者がでたり、莫大な損害賠償を

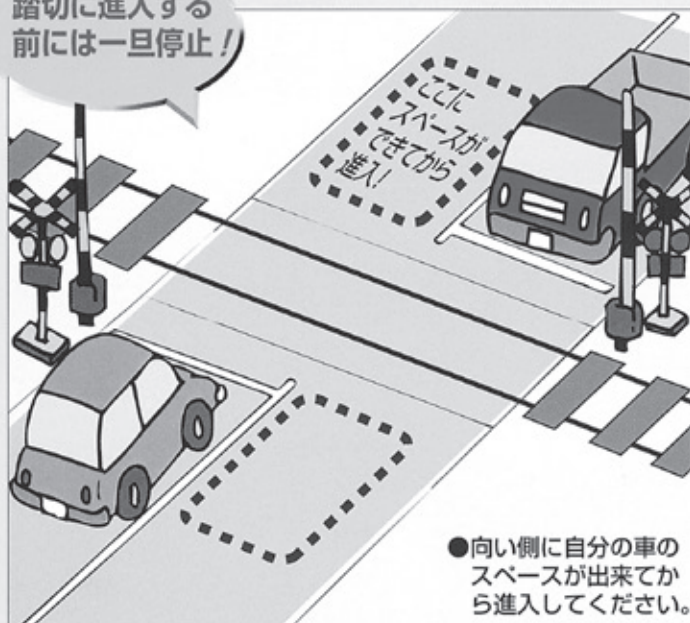


支払わなければなりません。警報機が鳴ったら必ずストップ

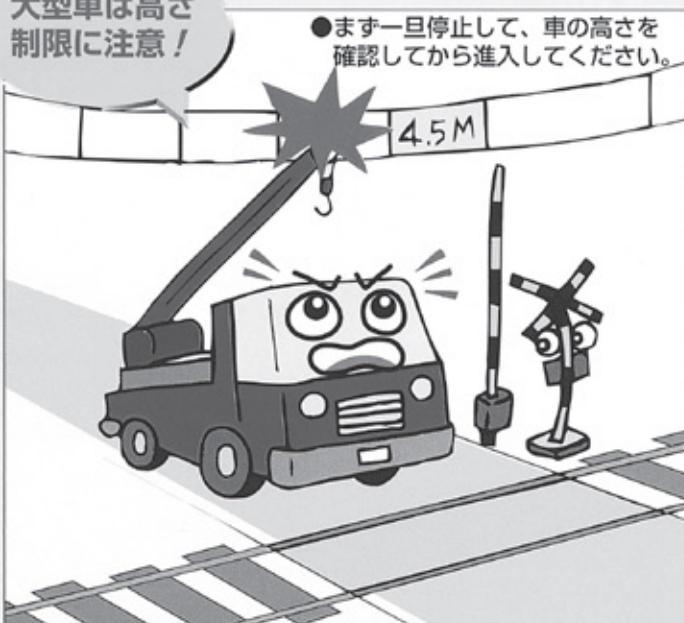
四国運輸局 四国地方整備局 中国四国管区警察局四国警察支局 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 四国旅客鉄道(株)
日本貨物鉄道(株)四国支店 高松琴平電気鉄道(株) 伊予鉄道(株) とさでん交通(株) 土佐くろしお鉄道(株)
阿佐海岸鉄道(株) 四国鉄道協会 (一社)四国バス協会 四国ハイタク協議会 (一社)全国個人タクシー協会四国支部
四国トラック協会連合会 四国地区レンタカー協会連合会 四国自動車整備振興会連合会 四国交通共済協同組合
(一社)日本自動車連盟四国本部香川支部 (独)自動車事故対策機構高松主管支所 軽自動車検査協会香川主管事務所 (順不同)

踏切の手前で止まって安全確認！Snap THE 踏切事故

踏切に進入する
前には一旦停止！

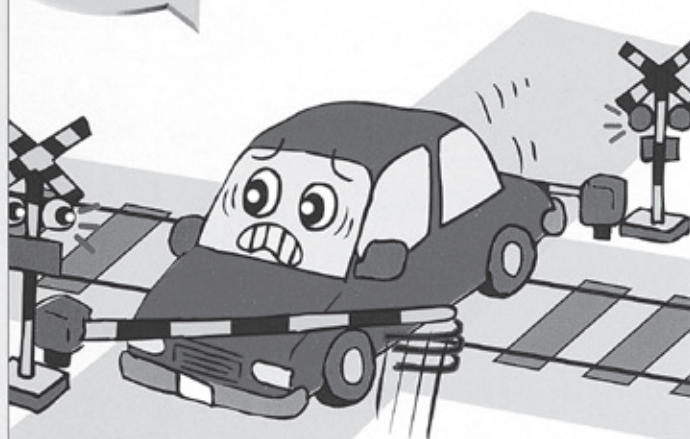


大型車は高さ
制限に注意！



踏切内に
閉じこめられたら！

●列車が接近しています。
そのまま前進して脱出してください。



脱出したら近くの駅・警察へ連絡してください。

もしも踏切内で
立ち往生したら！

●まず、列車を止めてください。
そのためにはー



- ①踏切非常ボタンを押してください。
- ②非常ボタンのない踏切では、発炎筒や、赤色灯(旗)などを円形に振って列車を止めてください。

過去の
損害賠償例

もしも踏切事故を起こすと死傷だけでなく
莫大な損害賠償を支払わなければなりません！

事故概況	損害賠償額	死傷
貨物車がしゃ断棒降下中に踏切に進入し列車と衝突	約3,250万円	負傷者：1名
乗用車が警報を無視して踏切に進入し列車と衝突	約1,150万円	死者：1名
軽自動車が列車通過直前に踏切に進入し、立ち往生して列車と衝突	約250万円	死者：1名/負傷者：1名
乗用車が列車通過直前に踏切に進入し、立ち往生して列車と衝突	約500万円	負傷者：4名
貨物車がしゃ断棒を突破して列車正面と衝突	約750万円	負傷者：1名